

## 規 則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(火薬類取締法施行細則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「~~口ナハハ~~」を「~~口ナ~~」に改める。

- 一 火薬類取締法施行細則(昭和二十六年埼玉県規則第七号)様式第一号の備考、様式第二号の備考、様式第三号の備考2、様式第四号の備考2、様式第五号の備考2、様式第六号の備考2、様式第七号の備考2、様式第八号の備考1、様式第九号の備考1、様式第十号の備考1、様式第十一号の備考1、様式第十二号の備考1、様式第十三号の備考1、様式第十四号の備考1、様式第十五号の備考1、様式第十六号の備考1、様式第十七号の備考1及び様式第十八号の備考1

- 二 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第七十四号)別記第一号様式の(注)、別記第三号様式の(注)、別記第四号様式の(注)1及び別記第七号様式の(注)1

- 三 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則(平成十二年埼玉県規則第四百十六号)様式第一号(表)の備考、様式第二号(表)の備考、様式第三号(表)の備考、様式第四号(表)の備考及び様式第五号(表)の備考

- 四 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則(平成十四年埼玉県規則第十三号)様式第一号の備考1、様式第二号の備考2、様式第五号の備考1、様式第六号の備考1及び様式第八号の備考1

- 五 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則(平成二十四年埼玉県規則第七十六号)様式第一号の備考、様式第二号の備考1、様式第三号の備考、様式第四号の備考1、様式第五号の備考、様式第六号の備考1及び様式第七号の備考

- 六 埼玉県立武道館管理規則(平成二十七年埼玉県規則第四十二号)様式第六号の注3及び様式第七号の注2

(建設業法施行細則等の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 一 建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）第二十六条
- 二 埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）別表第一第一号添付図面等の欄4
- 三 埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則（平成十四年埼玉県規則第四十八号）第四条
- 四 知事の保有する個人情報保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）第二十条第一項第一号及び第三号
- 五 埼玉県景観規則（平成十九年埼玉県規則第九十号）第三条第五項第一号ハ
- 六 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例施行規則（平成二十七年埼玉県規則第八十一号）第二条

（埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第三条 埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和五十年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表建造物から独立した広告の都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められていない土地の区域の項四中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号の注4中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「産業規格」に改める。

（特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部改正）

第四条 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号の備考1、様式第二号の備考1、様式第三号の備考1、様式第四号の備考1、様式第五号の備考1、様式第六号の備考1、様式第七号の備考1、様式第八号の備考1、様式第九号の備考1、様式第十号の備考1、様式第十一号の備考1、様式第十二号の備考1、様式第十三号の備考1、様式第十四号の備考1、様式第十六号の備考1、様式第十七号の備考1、様式第十八号の備考1、様式第十九号の備考1、様式第二十号の備考1、様式第二十一号の備考1及び様式第二十二号の備考1中「工業規格」を「産業規格」に改める。

（埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部改正）

第五条 埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一号及び別表第二の備考二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先) 様式第一号中 埼玉県 環境管理事務所長」

このため、同様式の備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号(第六面)の備考7、様式第三号(第六面)の備考7、様式第四号(第三面)の備考7及び様式第四号の二(第三面)の備考7中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六号の二中「埼玉県 環境管理事務所長」を「埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同様式の備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六号の三中「埼玉県 環境管理事務所長」を「埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同様式の備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六号の四中「埼玉県 環境管理事務所長」を「埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同様式の備考5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先) 様式第七号中 埼玉県 環境管理事務所長」 「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

このため、同様式の備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先) 様式第八号中 埼玉県 環境管理事務所長」 「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

このため、同様式の備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先) 様式第九号中 埼玉県 環境管理事務所長」 「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

このため、同様式の備考5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先) 様式第十号中 埼玉県 環境管理事務所長」 「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

所長」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

「(あて先)  
第11条中 埼玉県 環境管理事務所長」を「(宛先)  
埼玉県 環境管理事

務所長」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第12条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第13条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第14条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第15条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第16条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第17条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

「(あて先)  
第18条中 埼玉県 環境管理事務所長」を「(宛先)  
埼玉県 環境管理事

務所長」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

「(あて先)  
第19条中 埼玉県 環境管理事務所長」を「(宛先)  
埼玉県 環境管理事

務所長」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

「(あて先)  
第20条中 埼玉県 環境管理事務所長」を「(宛先)  
埼玉県 環境管理事

務所長」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

す。

「(宛先)  
〒265-0215 埼玉県 環境管理事務所  
〒265-0215 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本工業規格」  
〒265-0216 埼玉県 環境管理事務所  
〒265-0216 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本産業規格」  
〒265-0217 埼玉県 環境管理事務所  
〒265-0217 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本工業規格」  
〒265-0218 埼玉県 環境管理事務所  
〒265-0218 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本産業規格」  
〒265-0219 埼玉県 環境管理事務所  
〒265-0219 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本工業規格」  
〒265-0220 埼玉県 環境管理事務所  
〒265-0220 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本産業規格」  
〒265-0221 埼玉県 環境管理事務所  
〒265-0221 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本工業規格」  
〒265-0222 埼玉県 環境管理事務所  
〒265-0222 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本産業規格」  
〒265-0223 埼玉県 環境管理事務所  
〒265-0223 埼玉県 環境管理事務所」

事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て

る。

「(あて先) 事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本産業規格」に於て

事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て

る。

「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て

「(あて先) 事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本産業規格」に於て

事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て

る。

「(あて先) 事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本産業規格」に於て

事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て

る。

「(あて先) 事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本産業規格」に於て

事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て

る。

「(あて先) 事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本産業規格」に於て

事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て

る。

「(あて先) 事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本産業規格」に於て

事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て

の。

第百四十三号中「あて先」を「宛先」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先)」「(宛先)」  
第百四十四号中 埼玉県 環境管理事務所長 埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
「(あて先)」「(宛先)」

第百四十五号中 埼玉県 環境管理事務所長 埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
「(あて先)」「(宛先)」

第百四十六号中 埼玉県 環境管理事務所長 埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
「(あて先)」「(宛先)」

第百四十七号中 埼玉県 環境管理事務所長 埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
「(あて先)」「(宛先)」

第百四十八号中 埼玉県 環境管理事務所長 埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
「(あて先)」「(宛先)」

第百四十九号中 埼玉県 環境管理事務所長 埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
「(あて先)」「(宛先)」

第百五十五号中 埼玉県 環境管理事務所長 埼玉県 環境管

理事務所長<sup>四</sup>」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第六条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成十六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第五号中「あてて先」を「宛先」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六号中「あてて先」を「宛先」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第七号中「あてて先」を「宛先」に改め、同様式の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第八号中「あてて先」を「宛先」に改め、同様式の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。